

國第百五十一回 參議院内閣委員会會議錄第十六号

平成十三年六月十二日(火曜日)

委員の異動

補欠選任

六月八日
拜正

宮崎	秀樹君	武見	敬三君
直鳴	正行君	小山	峰男君
大森	札子君	山本	保君
池田	幹幸君	市田	忠義君

補欠遺傳
宮崎秀樹君
大森礼子君

補欠選任

谷林正昭君

卷之三

江本
孟紀君

宮崎
秀樹君

築瀬
進君

上野
鹿熊
安正君
公成君

仲道山崎俊哉君
中原力君

山崎 正昭君

國務大臣	事務局側
國務大臣	常任委員會專門員
國務大臣	會委員長
國務大臣	館野忠男君
國務大臣	村井仁君

○委員長(江本孟紀君) 理事の補欠選任についてお詰りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。お詰りいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に宮崎秀樹君を指名いたします。

まして全力を尽くして徹底した捜査を行つてゐるところでございますが、あわせて、身心に傷を負つた子供たちへの被害者対策も、これも真剣に取り組まなければならぬ問題だと考えております。警察におきましては、この種事件の発生の防止を図るために、警ら・警戒活動などにつきまして強化を図り、そしてまた、子供を犯罪から守るためにの対策を関係機関とも協議をしながら進めてまつてゐることでございます。

なお、私としましては、全容解明の上は、この種事犯の発生を防止するために、政府、関係者、力を合わせまして、一体となつてあらゆる検討をすることが必要ではなかろうか、こんなふうに感じているところでございます。

以上、発言をさせていただきました。

○委員長(江本孟紀君) 以上で発言は終了いたしました。

○委員長(江本孟紀君) 政府参考人の出席要求に

道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案の両案

の審査のため、本日の委員会に政府参考人として、
警察庁交通局長坂東自朗君、同警備局長漆間巖君、

厚生労働省労働基準局長日比谷和「職業能不問」発局長酒井英幸君及び国土交通省自動車交通局長西崎明政君の出席を終り、その説明と聽取する二

とに御異議ございませんか。

○委員長(江本孟紀君) 御異議ないと認め
う決定いたします。

○委員長(江本孟紀君) 道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車運送事業の業務の適正化

— 1 —

第一回 内閣委員会議録第十六号 平成十三年六月十二日 参議院

に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。

初めに、今ほど大臣の方からお言葉がございました。私も全く同感でございますし、世の中にはあつてはならないこと、こういうものがあらうか

と思いますが、まさにそのあつてはならないことが起きたという思いでいっぱいです。

亡くなられましたお子さんたち、マスコミを通じて、かわいらしい写真が出たり、あるいは大人になつたらやりたいこと、二十一世紀にやりたいこと、こういうことが作文でつづられている。そういうものを見たときに、本当に涙の出る思いでございました。

今ほど大臣がおっしゃいましたように、何とか真相の究明と、二度とこういうようなことが起こらないようにぜひ御尽力いただきたいというふうに思いますし、心から御冥福を祈るとともに、御家族の方々の心中を察しながら、本当に哀悼の意をさせたいというふうに思います。

さて、きょうは人の命ということに関しましてはやつぱり同じ重みを持つたという思いも持ちまして、道路交通法の改正あるいは代行運転業の適正化法案、こうしたことについて御質問をさせていただきます。私は、主に代行運転の中身について少しお聞きをしていきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひをいたします。

まず初めに、これまで、私は実はトラック運転手をしておりまして、ハンドルを持って働く人たちの思い、そういうものを非常に自分のことのように思ひながら実はいろんな方と話をできました。父親も長距離運転手でした。そういうことを思つたときに、今、タクシーの運転手さんが、非常に需給調整の緩和、あるいはお客様が減った、バブルの崩壊、こういうようなことで労働条件がどんどん劣悪な中でも頑張りながらも収入が減っている、そういうふうな状況をこの五年間ほど見

てまいりまして、何とかお互いに頑張ろうじやないかというようなことも、実は国会議員になる前にお互いに励まし合つたこともあります。

そういう中で、一つのポイントとして浮かび上がつてきたのが、不法にタクシー産業に入り込みながら違法行為をやつている運転代行という、そういうものが実はあるということがわかつてきました。

私がいろいろそういう方々と話をしたときに、私がいろいろそういう方々と話をしたときには、不法に入り込むということを防ぐということの一

番大きなポイントは、今、世の中のニーズの中で、飲酒運転がどんどんふえている。統計を警察庁の方からもいただきましたけれども、飲酒運転が原因で起きる事故が一向に減らない。一万三千八百件も十二年度ではある。もっとひどいな、大変だ

な、何とかしなきやと思ったのが飲酒運転の検挙数であります。年間に三十三万から三十四万件が飲酒運転、酒酔い運転で検挙されている。

私は、これは氷山の一角ではないか、一〇〇%捕まっているとは思いません。ということは、それ以上それが原因で起きる交通事故が、痛ましい事故がたくさんこの後も心配されるというふうに思いました。何とかこの飲酒運転を防ぐという観点、それから公共交通機関であるタクシー産業が正々堂々と仕事が胸を張つてできるという、そういうふうに思つぱり同じ重みを持つたという認識も持ちます。

一方で、タクシー代行というのがございまして、利用者がタクシーに乗車するとともに利用者の自動車の回送もあわせてやるというような業態があるわけでございますが、これは、私どもの整理といたしましては、利用者のタクシーへの乗車といふことはタクシー事業であるという認識をいたしておりますから、同様に道路運送法で措置されておりますが、これは、私どもの整理とするということで、そういう整理がまずできるん

ただいたいところでございます。

それがようやくこのようにして出てまいりました。私も、できればこれをより国民にも理解して

いただき、そしてそれを當む代行運転業の方々に理解していただき、そして国としても監督する

法律で規制の対象となります自動車運転代行業、これでござりますけれども、これは、醉客を運ぶということ、それから、あわせて所有する車を運送するというようなことに着目をいたしまして、交通の安全を確保する、そして利用者の保護

をすることから、いわゆる陸送業に当たりまして、他人を乗車させ

るということから、交通の安全と利用者の保護を図る

立場として健全な育成というものに努力をいたさ

たいというふうな観点から、いわゆる酒酔い代行という実態を私どもとしましては過不足なくカバーしていると。

というのが一番大きなポイントであつたよつた気がいたします。私は、この法律ができたことによつて、タクシーはタクシーの法律に基づいて正々堂々と業を営む。一方、この法律が成立した場合は、運転代行業を営む皆さんはこの法律に基づいて運転代行業といふものをきつちり行うというこ

とによって今後競合はないというふうに理解するわけですが、大臣のお考えをお聞かせいた

ただいたいと思います。

○國務大臣(村井仁君) 大変、この世界と申します

ようか、この業種にお詳しい谷林委員の御指摘でございまして、かねてから今御提案申し上げておりますような法制が必要ではないかという御見解であったというお話を承りまして、大変私どもも激励をされたようないでございます。

タクシー事業は、申し上げるまでもなく、昼夜いずれの時間を問わず顧客を輸送する、こういうことで、道路運送法の規定に基づきまして措置されおります一種の公共交通機関の一つの態様、こんなふうに私ども考えておるところでございま

す。

一方で、タクシー代行というのがございまして、

利用者がタクシーに乗車するとともに利用者の自動車の回送もあわせてやるというような業態があ

るわけでございますが、これは、私どもの整理といたしましては、利

用者、タクシー代行という言葉はないんですけれども、タクシーが付随サービスとしてお客様の車を持っていくというのがあるんですが、これは

この法律には当然私は当てはまらないというふうに判断をしておりますが、簡単にその見解をお願いいたしたいと思います。

○政府参考人(坂東自朗君) 議員御指摘のよう

なわゆるタクシー代行は、ただいま大臣の方からも御答弁させていただきましたように、利用者がタクシーに乗車するとともに利用者の自動車を回

送するものでございまして、利用者のタクシーへの乗車といふものはタクシー事業そのものである

ことから、タクシー事業についての道路運送法の規定で措置されているものと認識しているところ

でございます。また、お客様の車を回送するものは

いわゆる陸送業に当たりまして、他人を乗車させ

ることから、交通の安全と利用者の保護を図る

観点からの規制を行つ必要がないものと認識して

いるところでございます。

このようにして、いわゆるタクシー代行といふ

ものは、自動車運転代行業とは別の業態として別

そういうことで、法律ができ上がりましたら、それがいたします。私は、この法律ができたことによつて、タクシーはタクシーの法律に基づいて正々堂々と業を営む。一方、この二つのテリトリリーがきちんと整理をされまして、言つてみますと、そこで今まであいまいだった部分につきましても適切な規制が行われる、こういうことになるのではないか。それによつて、これまであいまいでございました自動車運転代行業につきましてきちんととした対応ができる

は、タクシーに関する苦情処理につきましては東京、大阪のタクシー近代化センターで行つておりますが、それと同じような業務を、自動車運輸代理業に関する苦情につきましては社団法人全国運転代行協会において適切に行つていくことを考えています。

転代行協会において適切に行つていくことを考へているという趣旨で御答弁を申し上げたものと理解しております。

○谷林正昭君 ゼひ、国土交通省、警察庁の御協力をいただかなければ国民の安心が得られないというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、具体的な中身に入つておきますけれども、代行運転自動車、お客様の車、この車が動いているときに、お客様が乗つて代行運転手が運転しているときには表示をするというところがあります。具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

○政府参考人(坂東自朗君) 委員御指摘のようになりますが、今回の法案におきましてはそういうふうに義務づける条項を盛り込んでいるところでござりますが、この代行運転自動車標識といふものは、委員御指摘のように、顧客の自動車が代行運転されているということを示すためのものでございま

す。その様式につきましては国家公安委員会規則で定めることとしておりまして、関係者の御意見も参考にしながらどうのうなものにするかについて今後検討していくということにしておりますけれども、その際は、夜間でも他の自動車の運転者とかあるいは歩行者から見やすいものにすること、あるいは、お客様の車に表示させるということから取り外しが容易なものにすること、こういった点につきまして十分留意した上でこの標識というものを決めたいというふうに考えておられます。

○谷林正昭君 客さんの車に表示するんですけどら、まず第一はお客様の車が傷つかないようなことを考えやすらぬのではないかといふうに思いますが、お客様とのトラブルがそこであつてはだめだというふうに思いますので、いい考え方ございます。

この点についての詳細は今後いろいろと検討してまいりたいと思っておりますが、自動車運輸代理業者が使用している随伴用の自動車につきましては、自動車の外側に従業員の移送に用いる車両である旨の表示をさせることなどを想定いたしております。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

を、知恵を出すべきだというふうに思います。次に、随伴車の表示、これも法律で義務づけられておりますが、私の思いは、随伴車の車についても非常にタクシーと紛らわしいあんどんがついています。それにお客さんが知らないうちにタクシーだと思つて乗る、じやどうぞといつて走る、これがいまして、このあんどんというものを一つは考えなきやならぬのではないかというふうに思いましたし、一方では、代行随伴車だということがきちりわからなければならないということになります。

そこで、一つ私の思いつきなんですが、タクシーはお客様が乗つているときはあんどんを消して走ります。仕事中ですからこれ以上お客様は乗せられないという、そういう表示であんどんを消して走ります。私の思いは、代行運転、あんどんのようなものが仮についていたとしたら、これは流れができませんから、つじ待ちもできませんから、お客様の車の随行をしているときにはつけたこともあります。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。自動車運転代行業は、アルバイト運転者を用いる事業者が多いという状況がございます。運転者に対する十分な指導ができるかどうか、接客及び法令遵守の面で問題が発生しないだろうかといつたような状況にあろうかと思います。

このような問題の発生を防止するために事業者の責任において運転者に対し適切な指導を行わせておられるということをしておりますけれども、その際は、夜間でも他の自動車の運転者とかあるいは歩行者から見やすいものにすること、あるいは、お客様の車に表示させるということから取り外しが容易なものにすること、こういった点につきまして十分留意した上でこの標識といふものを決めたいというふうに考えておられます。

○谷林正昭君 ゼひ、大事なところだというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

この点についての詳細は今後いろいろと検討してまいりたいと思っておりますが、自動車運輸代理業者が使用している随伴用の自動車につきましては、自動車の外側に従業員の移送に用いる車両である旨の表示をさせることなどを想定いたしてあります。

○谷林正昭君 お答えいたしました。

それから、随伴用の自動車の屋根の上に表示灯をつける場合には、代行の文字を表示するなど、随伴用自動車をタクシーと誤認させる表示をさせて、業界の中でタクシー類似行為の排除に取り組む姿勢を示すためにその導入に取り組んでいるものもあるというふうには承知しております。しかし、ツーシーター車の使用を義務づけるべきかどうかということにつきましては、例えば、自動車を持たない者をお客さんとして助手席に乗せて、純粋なタクシー類似行為としまして目的地まで輸送することが可能ではないかということで、タクシー類似行為を必ずしも排除できない場合があるといふうに思われますので、法律で義務づけまでは行わないというふうにいたしているところでございます。

したがいまして、今回の法律案では、タクシーカー類似行為の防止のための措置としましては、先ほど御答弁申し上げましたように、随伴用自動車への従業員移送用の車である旨の表示を義務づけたところです。

○谷林正昭君 ゼひ、大事なところだというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

この点についての詳細は今後いろいろと検討してまいりたいと思っておりますが、自動車運輸代理業者が使用している随伴用の自動車につきましては、自動車の外側に従業員の移送に用いる車両である旨の表示をさせることなどを想定いたしてあります。

○谷林正昭君 ゼひ、大事なところだというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

私は、冒頭申し上げましたように、タクシーの分野と飲酒運転を防止するという一点に絞ったこの法律の中では、やはり守り守らせる、あるいはお客様に安心して利用していただく、そういうことを考えたときにはそういう特殊車両の導入とすることも一方では考えるべきではないか、健全

な産業として育成していくためにも行政として導入の指導というものも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

随伴用自動車をツーシーター車とするということにつきましては、随伴用自動車によりましてタクシー類似行為を行うことを抑制する効果があることなどについても想定いたしております。

○谷林正昭君 次に、お客様の接客ということが大事になつてくると思いますので、運転手教育について、接客あるいは法令の遵守、こういうもの恐らく社長さんがやる、あわせて安全運転管理者の方がやるというふうに理解をしておるわけですが、その徹底方について簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

自動車運転代行業は、アルバイト運転者を用いる事業者が多いという状況がございます。運転者に対する十分な指導ができるかどうか、接客及び法令遵守の面で問題が発生しないだろうかといつたような状況にあろうかと思います。

このような問題の発生を防止するために事業者の責任において運転者に対し適切な指導を行わせておられることが多いという状況がございます。運転者に対する十分な指導ができるかどうか、接客及び法令遵守の面で問題が発生しないだろうかといつたような状況にあろうかと思います。

○谷林正昭君 ゼひ、大事なところだというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたしました。

私は、冒頭申し上げましたように、タクシーの分野と飲酒運転を防止するという一点に絞ったこの法律の中では、やはり守り守らせる、あるいはお客様に安心して利用していただく、そういうことを考えたときにはそういう特殊車両の導入とすることも一方では考えるべきではないか、健全

よ、今局長がおっしゃったのは、それはもう白タク行為じゃないんです。白タク行為なんですか？それも、それはもう完全にそこで断るべき。それはツーシーターじゃなくてもできる話ですし、どういう話でもできるんです。

だから、私の言うのは、随伴車としての役割を果たすものについてツーシーター車を入れることによって、今ほど言いました、お客様から言われたときに、そこへ行けば当然お客様さんは、そういう車で来たらこれには乗れないんだな、車がなかつたら乗れないんだなということがわかるという意味でこういうものの導入の促進をお願いしたいなというふうに思います。

局長がおっしゃった意味は意味としてわかりますが、そんなことはめったにないなというふうに思いますし、それをよし、わかったと言つて引き受けた運転代行業者があれば、それはやめさせてください、そういうふうに私は思います。

次に、二種免許の取得の負担軽減、これについて少し厚生労働省にお尋ねいたしますが、厚生労働省の桝屋副大臣のホームページを見ておりまして、飲酒運転防止のためにもしっかりと育てなきやならない、こういう観点でホームページに掲載をされおります中、業界への支援の中で、二種免許を取るための支援を少ししなきやならぬ、例えば教育訓練の給付制度、あるいは能力開発給付金制度、こういうものが活用できないかというとを実はホームページでおっしゃっておいでになります。

そういうことから考えますと私も賛成だなといふふうに思いますが、見解をお聞かせいただきたいたいと思います。大変この問題、熱心に御心配をされております。実は、先生の御指摘もありまして、副大臣のホームページのこの箇所をやや見落としておったわけですが、そんなことで御指摘をされてい

るところでございます。

今、先生その引用でもおっしゃいましたように、この免許制度に対する助成といったしましては二種類の制度が検討対象といいますか、該当分野かと思います。

それで、まず生涯能力開発給付金制度とい

のについて申し上げますと、この制度は、事業所内で計画をつくって段階的に、体系的に職員の方々の職業能力開発をしていくということでござりますので、自動車運転代行業の事業主さんがそういう趣旨で二種免許を従業員の方にお取りいただくための訓練をされるというような計画をつくられば、これは助成の対象になり得るのではないかと思うところでございますが、よく考えていただきたいと思つております。

それから、教育訓練給付でござりますけれども、これは近年スタートしたものでござりますけれども、労働者が主体的に自分で自己啓発をやってきたお金を、かかった費用をお返しする、面倒を見超えるような利用状況になつているところでございません。もちろん、財源といたしまして、これは雇用保険の資金をベースにしておりまして、真に就職、再就職に結びつかないかといったような視点から講座を指定しまして助成をさせていただいているということをございます。

この二種免許につきましては、いろいろ私たちも検討しなければいかぬなという感じを持っております。ある意味で一般的な免許の一つではないかというような面もあるのではないかといったこと、それから、教育訓練給付の対象になると当然大変に給付の希望者も多くなると思われますし、そうすると、他のもろもろの免許制度との関連といいますか、波及的影響といったそういうバランス的なことも有限な財源を有効に使うという視点から考えていかなければならぬのではないかな

いふうに思うところでござります。

今回、法改正で応急救護の講習が加わるといつたことで専門的な要素が加わりますということです。

○政府参考人（酒井英幸君） 我が省の桝屋副大臣が、先生おっしゃいますようにホームページで、大変この問題、熱心に御心配をされております。実は、先生の御指摘もありまして、副大臣のホー

こざりますけれども、今後、職業能力開発の専門性、真に就職、再就職に役立てられるかといった点などの吟味を含めて検討課題としてまいりたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 済みません。長々答弁いただきま

したけれども、結論は検討していくということだけなんですね。

私のいだきたかった結論は、検討してもだめだという結論なんて要らないんです。せっかく副大臣がこういうふうにおっしゃっていますし、これから雇用の流動化とかいろんなことでホワイ

トカラーの方がそういう分野にも入つてくるということになれば、こういうものは即効的に私はやるべきだというふうに思いますので、これは私の要望として、答弁は要りません。

時間がございませんので次に入ります。これも厚生労働省にお尋ねいたしますが、安全運行面から運転手管理というものが大事だというふうに思います。これまでいわゆる従業員を雇つて仕事をしておりますけれども、いわば法律外の中での仕事だというふうに思います。これからは、きっと就業規則も監督署へ届けたりいろんなそういうことも必要になつてくるというふうに思いますので、就業基準だとか安全衛生法だとか労働基準法だとかということを少しお聞きください。

○政府参考人（日比徹君） 労働基準関係法令、安全衛生法だとか労働基準法をしっかりと守らせるということについては、これは監督署、現場を通じてやらせるということですね。

○谷林正昭君 ゼひよろしくお願ひいたします。

一方では、一つの例としてお尋ねいたしますが、この例に答えていただければいいですが、昼間八時間就業、いわゆる労働基準法の内容で八時間仕事をした、その後、夜間アルバイトといふことで六時半から代行運転業に行って、夜の二時、三時まで代行運転業をやるというようなことが、これまで行運転業ができるのかどうか、違法か違法は労働基準法でできるのかどうか、違法か違法じゃないか、端的にお答えいただきたいと思いま

す。

○政府参考人（日比徹君） 労働基準法の問題でござりますが、今おっしゃいましたケースにつきま

して、長時間勤務となりますので、実態上の問題

はいろいろ御配慮いただかないといけないと思いまが、労働基準法の法律の上では必要な手続を要する場合も出てまいりますけれども、基準法上違反という問題に直ちに結びつくものではございません。

○谷林正昭君 もう一点の質問の就業基準だとか

これにつきましては業種を問わず適用されておりまして、また、自動車の運転の業務ということは時として運転者自身の事故ということを招くものについては適宜必要な指導を行つてまいりたいと思つております。

○政府参考人（日比徹君） 労働基準関係法令、衆議院でもこういう言葉を使いながらやつていていますので、労働基準関係法令の遵守について守つていただくという監督というものが必要になつてくると思います。

○谷林正昭君 ゼひよろしくお願ひいたします。

自動車運転代行業者が利用者を飲食店から利用者の自動車の駐車場まで事業者がみずから保有する自動車を用いて輸送するといういわゆるA-B間輸送でござりますけれども、これは、他人をみずから自動車を使用して運送していることになるために、道路運送法に規定するタクシー事業を無免許で行う違法な行為となると考えております。

○谷林正昭君 運転代行業が健全な産業としてきちちらお客さんから信頼されるというポイントはそこにあると思うんです、私は。そういうふうに違法行為をやらない産業だというところがポイントだというふうに思います。

○政府参考人（高橋朋敬君） お答えいたします。

自動車運転代行業者が利用者を飲食店から利用者の自動車の駐車場まで事業者がみずから保有する自動車を用いて輸送するといういわゆるA-B間輸送でござりますが、今おっしゃいましたケースにつきまして、長時間勤務となりますので、実態上の問題

を実施していくなど、今後一層の努力をしてまい

かつて聞いたことがあります。

○谷林正昭君 こういう問題は非常に国民、住民
りたいと考えております。

は敏感でござりますので、ぜひ御努力をお願いしたい、また地元警察との綿密な連携をとっていただきたいというふうに最後にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

池田 小学校 この事件については、本当に衝撃的な出来事であります。亡くなられました八名の幼い命、心から御冥福を祈るとともに、けがをされたお子様方の一日も早い回復をお祈りする次第であります。

はよく銃撃事件があるということをテレビニュースとかで見ておりますが、日本でも小学校までものが安全な場所ではなくなつたということを我々は知りました。そして、この被疑者についてはいろんな情報も出ておりますけれども、強制措置入院という、これも犯罪防止ですべて防止できるかと いう問題がありますし、それから、じやいきなり保安処分かなどと、これも人権上問題がある、非常に悩ましいところであります。

長に申し上げるのでありますことは、村井國家公安委員會の情報を見た上で、その地域の方々の情報を常日ごろやつぱり収集しているということが大事ではないかと思うんです。特に、こういう粗暴な形、それでそういう兆候というのが多く見られる場合、やはり地域住民の方から最寄りの交番なりでも、こういう方がいるというこういう情報をおいたいたい場合、それを大事にするということが大事なのではないかなと、このように思うんです。

というのは、これまでも、近所に非常に粗暴な人がいて目を合わせると怖い、だから何かされると信じないかと思うけれども、しかし警察の方へ言つても、まだ事件は起こしていませんからといふふうに言われるんだという、実はこういう声も

余りその住民を危険視してもいけないわけなんですね。されども、例えばドメスティック・バイオレンスの問題のときも、なかなか相談に行つても警察が取り合ってくれないという問題がありました。これは家庭内の問題であるということで、おのずから警察としましても抑制的にならざるを得なかつたという事情があると思います。そして、いわゆるドメスティック・バイオレンス防止法ができましたので、これから警察の活動についても法的根拠が与えられましたから、この問題は解決すると思うんですね。

これと同じような性質があるわけなのですけれども、やはり地域からこういう不安とかがあつたときに、それはやはり警察がそういう声をきかつて聞いて犯罪予防のために役立てるといいますか、こういう地域情報を得るという行為が大事になつてくるのではないかなどという気もするのですが、これも直接的な解決になりませんけれども、国家公安委員長はどういうお考えでしょうか。

○國務大臣（村井仁君） 大変専門家でもいらっしゃる大森委員の御指摘でございますが、私は警察のある意味では難しさは、やはり実力を持つた一番国民に身近な国家権力そのものであるわけでござりますから、ある意味では権力そのものであるわけでござりますから、そういう意味でその行使に当たりましては相当人権とかいろいろなものに配慮いたしました抑制的な姿勢が求められる。そういうことで、例えば、にらまれたとか、明白に法律に違反するような行為がない場合にどこまで警察が介入できるか、そのあたりのところが非常に難しいところでございまして、ドメスティック・バイオレンスのお話を例に挙げられましたけれども、それにつきましても、やはり国会で慎重な御審議をいただきまして、あのような形で法令を整備していただきましたことで私どもとしましてはその執行に携わることができる。この関係を私は大事にしなきやならない問題だと思うんです。

よく承知しておりますけれども、できますれば、先ほども申し上げましたが、この種事犯が二度と起らぬよう関係者の間でよく議論を尽くしていただき、また、具体的には法務省、厚生労働省ということになるかもしませんが、中心にならぬましても、もちろん私どももいろんな形で協力をさせていただきたいと思しますけれども、また国会でも各党のいろいろな御議論もちようだいたいをしてしまって、国民のコンセンサスをどのように形成していくか、それが一番大事ではないか。そこで一通りまとまりまして法令がきちんと整備されました暁には、私どももいたしましてその忠実な実行を図つてまいりたい、そのように考える次第でございます。

○大森礼子君 確かに事件が起きてまだ時間が経過しておりませんし、また調べの方も進んでいません。ですから、一概にこうだと言うことはできません。だから、いきなり国家権力を行使して捜査とかそういうことではなくて、やはり犯罪予防という観點から、例えば警ら行為も含まれるかもしれませんけれども、地域住民の方が御不安を持たれた場合、その窓口的な仕事というのをしていただきたい。

昔、田舎ですと、村の駐在所とかお巡りさんがいましたけれども、ここにいろんな情報が集まっていたといったこともありますし、それがいきなり国家権力行使にはならないわけなんですねけれども、何か地域住民の方がこういう問題については、いろんな精神的な障害、これも明らかになつておられませんけれども、こういう人がいた場合に自分たちはどこへも言つていくことができないのか、将来何か危険が起るかもしれないけれども何を言えないんだろうかと、これも一つの住民の不安になると想いますので、何かもう少しいろんな窓口的な役割をしていただくとか、ちょっと検討していただけれどと思ひます。私自身もまだ具體的なことは浮かんでおりません。

○國務大臣(村井仁君) 今、大森委員の御指摘に

警察としましては、もちろんいろいろお話をございました場合に、でかけるだけそれに親切に丁寧に、また真摯に対応するよう努めはしているわけですが、ありますけれども、ただ、特定の人をとらんで、あの人が怪しいとか、あるいは大変疑わしいとか言われただけのことで、その方に對しておつしやった方が期待されるような行動をそう簡単にはとれるわけではない、そのあたりのところはぜひ御理解をいただきたい。

一方では、警察に持ち込めば何でも解決してもらえるというようなことで過大なことを期待されましても、これもまた私ども困るわけで、私ども決して身を引いているわけじゃございませんで、非常に積極的にいろいろな形で御相談には応じるように十分各都道府県警察本部などを通じまして指導はやっているつもりでございます。

ただ、今委員御指摘の点は大変重要な点でござりますので、なお私どもも十分研究をさせていただきたいと存じます。

○大森礼子君 私も、何か怪しいからといってどうこうという、具体的な行動はとれない、それを十分わかつた上でしているんです。だから、私も今の段階でうまく表現できないのですが、たまたま今回のことからも社会にはいろんな危険が存在しているということを我々も知らなくてはいけませんし、そういう社会に存在する危険ということについては住民とそれから警察側も同じような認識を持つべきではないのかなという、そういう趣旨で申し上げた次第でございます。非常に抽象的な質問で、かえって申しわけございませんでした。

それでは、運転代行に関する法律について質問いたします。

既に質問の中で、タクシー代行とそれから自動車運転代行の方とすみ分けがきちっとされていながら、タクシー代行が本法による規制の対象にならないということは既にわかりました。

それから、もう一度確認ですけれども、自動車運転代行業、これの健全育成ということについて

は、私自身も、運転代行業界とそれからタクシー業界、このすみ分けがきちっとされることが必要

ではないか、将来競合することがありましてと思ふのですが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(村井仁君) タクシー事業というのは昼夜場所を問わず利用される公共交通機関でございまして、そういう意味で道路運送法の規定によりましてきちんと措置をされているものと私は認識をしております。

一方、今御審議をちようだいしております自動車運転代行業でございますが、これの規制の対象になりますのは酔い代行という観点から私どもはとらえているわけでございまして、交通の安全

それから利用者の保護、こういう観点から、かねて問題点がいろいろ指摘されているところを、タクシー事業とは全然別に、その業務の適正化を図るために全く別の業態として定義をし、これに適切な対応をしようと、こういうことでございます。

いずれにいたしましても、本法案の御審議を

ちょうどいいいたしまして成立いたしました暁には、警察といたしまして自動車運転代行業の業務の適正化

を図つてまいり、こういうことで考えてまいりたいと思います。

○大森礼子君 それから、タクシー代行の利用者

の自動車を運ぶ業務について保険を義務づけるべきかどうかということが衆議院でも議論されたと

理解しております。これにつきましても、すみ分けといふことから考えれば今回問題とならないと思うのですが。

それから、先ほど谷林委員の質問を聞いていて

ちょっと質問したいと思うんです、通告という形ではしていないかもしれません。

ツーシーターの導入ということのお話がありま

して、大体こういう問題があるんだなということ

がわかりました。ただ、谷林委員の質問の趣旨はわかるんですが、ツーシーターを白タク行為をさ

せないようにするために導入をということなのですかれども、余りこの車でなくちゃいけないといふ義務をふやしますと、実は財政的支出も伴いますので、かえって育成を阻害することになるのではないかなどという気がふつとしたのです。

それで、一方で衆議院の附帯決議の中でも、二種免許取得について経済的助成等の支援措置が要するのだよと。この二種免許を取ることについてもやはり経済的助成等をしてあげなければその立ち上げのところで健全な育成を図れないという、こ

ういうことだと思うのですね。

そこで、非常に大ざっぱな質問なんですが、例え

ば先ほどのツーシーターの導入なんですかれども、望ましいことかもしれません、余り財政的

支出を伴う義務をふやしますと、かえって育成と

いうことがうまくいかないのではないかと私は思つた次第なんですけれども、大臣はいかがお考

えでしようか。局長で結構です。

○政府参考人(坂東自朗君) 谷林議員の御質問に

国土交通省の方からも御答弁いたしましたよ

に、ツーシーターそのものは、いわゆるA-B間輸送の白タク行為を防止しようといったような場合においては一定の効果があるのかもわかりません

けれども、やはり全体を見ますと、そこまで委員

御指摘のような形でこの代行業法で規制をかけるのはいかがなものかということで、今回の法案か

れども、やはり全体を見ますと、いわゆるA-B間輸送の白タク行為を防止しようといったような場合においては一定の効果があるのかもわかりません。

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

ていただきたい。

○政府参考人(坂東自朗君) 委員御指摘のよう

に、衆議院で御審議いただきました委員会での附

帯決議として、経済的助成措置等の支援措置が決

討することといったような旨の附帯決議条項が決

議されたところでござりますけれども、いずれに

いたしましても、この法案が成立いたしました場

合におきましては、関係行政機関とも所要の連携

を図りながら行政としてどのような措置がとり得るのかどうかにつきまして検討を開始したい、こ

のように考えております。

○大森礼子君 十分検討していただきたいと思

ます。

次に、自動車運転代行業者の認定が一度されま

すと、更新制度という形にはなっていんです

ね。普通、運転免許ですと更新制度ということ

の都度チェックされるのですが、このような形

になっておりません。

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明

したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

しをすることができると、いずれかの事実が判明

したときですね。その判明したときでありまして、

どういう形で判明するかということが問題となる

確かに、第七条で、公安委員会が認定の取り消

いった欠格事由に該当すると認められる場合に

は、委員御指摘のように認定が取り消されるとい

うことになります。

また、交通の安全と利用者の保護を図る観点か

ら必要と認める場合におきましては、これもまた

委員御指摘のように、行政側が自動車運転代行業

を営む者に対して報告を求めたり、あるいは立入

検査を行うことができるということになつて

いるところでございます。

このようにいたしまして、更新制度そのものは

設けられておりませんけれども、この法案を的確

に運用することによりまして、欠格事由に該当す

ると認められる者などに対して認定の取り消し等

の処分が行われることでこの法目的というものを達することができるのではないかと、このように

達することができるのではなかつた場合に直ちにそれが認

識でいるところでおきます。

○大森礼子君 私が問題にしたのは、取り消し事

由とくそういうのがあつた場合には、取り消し事

由で運用することによりまして、欠格事由に該當す

ると認められる者などに対して認定の取り消し等

の処分が行われることでこの法目的というものを達することができるのではないかと、このように

達することができるのではなかつた場合に直ちにそれが認

識でいるところでおきます。

○政府参考人(坂東自朗君) 委員御指摘のよう

に、今回のこの法案では認定につきまして更新制

度といふものは設けておりませんが、この法案は自動車運転代行業の要件として、この法律の規定

制を持っているとか示談処理体制があつてとか、その体制自体はまちつとしていないとだめなんだろうと思うんですね。その場合、今は法律の担保がありませんので、その共済というものをこの二条の国土交通省令で定める基準に適合させるためにはどうなことを考えておられるか、ちょっと質問が長くなつて済みません、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) 二つ御指摘がございました。

まず、十二条の省令でどのようなものを考えているかということをございます。具体的な基準はこれから検討させていただきますけれども、利用者の自動車の運転中の事故によって同乗する利用者や歩行者などの第三者を死傷させた場合の損害を補償する対人保険、それから利用者の自動車を除く他の財物に生じた損害を補償する対物保険、それから利用者の自動車に生じた損害を補償する車両保険、それにつきまして一定の最低限の補償額を満たしていることなどを念頭に置いて基準を定めたいと、こう思つております。

それから、もう一つの共済の関係でございます。共済保険への加入を損害賠償措置として認めるかどうかにつきましては、その共済保険の内容が適正なものであるかどうかを十分に検討する必要があると思つておりますが、自動車運輸代行業に関しては、現在存在する任意の共済事業の中には御指摘のように問題が生じていると言われているものもあると聞いております。したがいまして、共済への加入を損害賠償措置としてすることにつきましては、その共済について適正で透明な運営が確保されているといったようなことになることが必要だらうと思つていますので、共済が満たすべき基準という意味で申し上げますならば、現在存在する共済の実態を今後十分把握した上で検討していただきたいと、こう思つております。

○大森礼子君 終わります。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でござります。

最初に、大臣から大阪府池田市の大阪教育大学附属小学校の事件に関しての報告をお聞きしました。今、総合的な対策が進められているわけですが、私もその近くに住んでいます。安全であるべき学校でこういう事件が発生したということがあります。私の町の隣の町からも通学をしているという、そと、そしてその子供たちが犠牲になったこと、また家族の皆様に心から哀悼の意を表したいと思います。

今、総合的な対策が進められているわけですが、それでも、やはり文部科学省とともに公安部委員長としてすべての対策をやり切るということが求められます。本当に今、私たちも具体的にこれとこれということは言えませんけれども、今後の対応を積極的に進めていたくことを要望させていただいて、本題の質問に入させていただきたいと思います。

私は、最初に道交法の中の欠格条項の問題についてお尋ねしたいと思います。これまで、てんかんの病気の方、精神障害者は一律に運転免許を持つことが許されなかつたわけですね。今回の改正によつて、やつと一定の条件のもとに免許取得の道が開かれたわけですから、重要な一步だと思っております。

でも、てんかん病者、精神病者という言葉は削除されましたけれども、発作により意識障害または運動障害をもたらす病気にかかっている者、幻覚の症状を伴う精神病にかかっている者には免許の拒否、取り消しができると、言葉を変えて拒否の事項として障害、疾病的列記が残っています。これは、障害者施策推進本部が九九年に出された欠格条項廃止の趣旨である対処方針、これに記されています。私は、この方針から今回の法改正の内容は外れているのではないかと思います。が、その点についての見解をまずお伺いします。

○政府参考人(坂東友朗君) お答えいたします。

委員御指摘のよう平成十一年の障害者施

案における改

正の要件を明確にする必要が高いものと、こ

推進本部決定におきましては、障害を理由とする欠格条項について、その制度の趣旨に照らして再検討を行い、必要性の薄いものは廃止し、そして

真に必要と認められる制度につきましては、一つは「欠格・制限等の対象の厳密な規定への改正」、それから「絶対的欠格から相対的欠格への改正」、あるいは「障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正」、さらには「資格・免許等の回復規定の明確化」、この四つのうち一つまたは複数の措置を行うことにより対処するものというようにされていところでございます。

そこで、今回の免許の欠格事由の見直しについてであります。一定の障害者につきましては運転免許試験の受験資格までも制限してきた欠格事由というものを廃止いたしまして、知的能力及び身体的能力についてはすべて試験で確認することとしたものでございまして、これらに関しましては先ほどの障害者施策本部決定のうちの欠格事由とすることの必要性の薄いものを廃止するという

決定に沿つたものというように考えております。また、従前、一定の病気等を有している者に対して免許を与えないとされていたものを、政令で定める基準に従つて免許を拒否あるいは保留することができるとするもので今回の改正はあることでござりますので、いわゆる絶対的欠格から相対的欠格への改正、先ほどの障害者施策本部決定の絶対的欠格から相対的欠格への改正、こういふものに沿つたものというように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、一般にどのような場合に国民に対し処分を行うかにつきましては、その権利義務に直接影響を及ぼすことから、処分理由を法律で明らかにする必要があります。特に、運転免許行政というものは七千五百万人を超える免許保持者を対象とする大量行政でございますので、どのような場合に免許を取得することができ、どのような場合に免許が与えられないかなどについての要件を明らかにする必要が高いものと、こ

のよう考

ては、処分の対象となる病気等の属性を法律で規定することとしたものでございます。

○大沢辰美君 方針に沿つてやつてあるというこ

とですけれども、疾病、障害を有する人も、その

人の状態、能力が運転業務の遂行に適している

か否か、私は個々に判断して決めることが今回の

改正の本来の趣旨であると思うんです。

だから、私は法律に書き込むのは、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある症状として政令で定めるものとする、これで十分だと思

うんです。疾病的列挙などはしなくていい、そういうように私は指摘をしたいと思うんです。

ですから、「発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気」「幻覚の症状を伴う精神病」というように私は指摘をしたいと思うんです。

でも、発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気

をもたらす病気

と申しますのは、要するに、法律を通していただくということはある意味ではそこで政府に対しまして、ここまで規制してよろしい、こういう人に運転の免許を与えないという権限を政府に与えることになるわけですね、そういう判断をする権限を。それに際しては、国会はできるだけ厳密に、政府の権限を縛るように私は法律は書くべきものだろうと思うんです。

運転に支障のあるような障害と、仮にこう言いましたら、非常に漠然としてしまって、どういうものを観念しているのか必ずしも明確に規定できない。そんな授権というものを、私はやはり国会議員の一人として、やっぱり政府にそう簡単にはできるだけ特定して、厳密に、何といふときはできるだけ特定して、国会は、政府にゆだねましようか、縛つてやるのが筋ではないか、私は基本的にはそう思っているんです。

そういう意味では、今度の法律の規定ぶりでございましたけれども、先ほど交通局長からもお答え申し上げましたように、平成十一年の障害者施策推進本部の定めでございましたけれども、四点ございました。そのうちの「欠格・制限等の対象の厳密な規定への改正」、それから「絶対的欠格から相対的欠格への改正」、こういった点は満たしているわけでございますから、一応その方向には乗っています。それは、もちろんできるだけ「障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正」がでなければいいのでござりますけれども、やっぱり七千五百万という大量の話でございますから、しかも、運転できる運転免許を得られるか得られないかというのは、これはやっぱり国民にとりまして大変大事な権利でございます。それを制約する話でございますから、それはできるだけ絞った形で書くように努力をするべきで、その観点から考えますときに、私は今度の規定ぶりといふのは、今私どもが国会からちょうどいよいよおります授権という点では適切な判断ではないか、そんなふうに考えていくところでござります。

幅はやっぱり広げて門戸を開いていただきたい、そして、その上で政令によつて、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある場合は、症状によって医学的な指針に基づいて安全に支障がないか判断される、そういう状況をつくつていて対応すべきじゃないか、拒否をすべきではないといふふうに考えているんです。

ですから、本当に、この法令を見てみましたら、実質的にんかん、精神分裂病を示す拒否事項の列記がされているわけですが、これではこの法案によって改善はされないですよということを指摘したいわけなんです。

私は、この間、ずっといろいろな文章を読ませていただいて、世界の例を見させていただいたんですけれども、本当に既に多くの国でもうこの欠格条項が削除されて、おくれた日本の対応に非常に驚いているという国際でんかん連盟の会長を初め、厳しい批判が寄せられていましたけれども、運転を許可されるのはもう普通なんだという表現をしております。ですから、今、きめ細かい法令、そういう範囲をしつかりわかるような形をあらわしたものでありますけれども、一定の前進はあると言われていますけれども、一定の前進はあるといふふうに思われると思います。

そういう意味で、周囲の交通の状況につきまして、通常の聴覚を持っていらっしゃる方が認知できることととの認知が的確に行える、そういう能力が何らかの形で補えるならば、それは私は全然免許を与えるのに問題ない、その認識は変わりません。

○大沢辰美君 私はそのことを求めたいと思うんです。

聴覚障害者の場合は、確かに、法律から耳の聞こえない者、口がきけない者という規定はなくなります。それは本当に喜ばしいことだと、この点についても表明をしています。こういう運動を続けてこられた長年にわたる結果だと思います。でも、この文章はもう既に削除されましたけれども、施行規則の中で実つてしまつたという結果になってしまったわけですね。それは、可能性は広がつたけれども、黒崎さんは、門は開かれただれども玄関から先に入れない、そういう表現をされていました。これは、いわゆる施行規則で十メートルの距離で九十デシベルの警音器の音が聞こえるもの、これは補聴器をつけてですけれども、そういう施行規則が見直されない限り実態的には変わらない法律なんだということを指摘しております。だから、私は欠格条項の見直しは実質的に障害を持つ人の社会参加の推進を実現するものでなければならない。

警察庁は、八五年でしたでしょうか、運転免許してきていたと、黒崎氏の言葉は、障害を理由とする欠格条項の問題の本質をつく私は言葉として重く受けとめるべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(村井仁君) 私も、過日、当委員会で御聽取になられました参考人の御意見、これは概要でございますけれども、勉強させていただきました。

ただいま大沢委員の引用されましたお話を私もよく注意して拝見いたしました。よく理解できるところでござります。しかし、私は、例えば聴覚障害のおありになる方でありますても、それを補う何らかの機械なり何らかの手段があつて、それで運転ができる、そういう状態になるならば、それはもう当然運転免許は与えていいではないですか、それは全くそのとおりだと思います。

そういう意味で、周囲の交通の状況につきまして、通常の聴覚を持っていらっしゃる方が認知できることととの認知が的確に行える、そういう能力が何らかの形で補えるならば、それは私は全然免許を与えるのに問題ない、その認識は変わりません。

今回の法改正が今大臣がおっしゃったように真に実効性を持つためには、早急に補聴器だけじゃなくて運転する補助機器の研究開発が私は今必要だと思います。ですから、この機能補完技術、そして機器の開発を含めて私は検討していただきたいことをもう一度お願いしたいと思います。

○国務大臣(村井仁君) 交通局長からただいま御質問につきましてはお答え申し上げますけれども、私は、何よりもやはり大事なことは、もう一方で交通の安全という問題だと思います。そこで、門は開かれたけれども玄関は開かれないこの法律を、やはり見直す時期を早くやつていただきたいことをもう一度お願いしたいと思います。

○国務大臣(村井仁君) 交通局長からただいま御質問につきましてはお答え申し上げますけれども、私は、何よりもやはり大事なことは、もう一方で交通の安全という問題だと思います。そこで、門は開かれたけれども玄関は開かれないこの法律を、やはり見直す時期を早くやつていただきたいことをもう一度お願いしたいと思います。

○国務大臣(村井仁君) 交通局長からただいま御質問につきましてはお答え申し上げますけれども、私は、何よりもやはり大事なことは、もう一方で交通の安全という問題だと思います。そこで、門は開かれたけれども玄関は開かれないこの法律を、やはり見直す時期を早くやつていただきたいことをもう一度お願いしたいと思います。

○政府参考人(坂東自朗君) 今、大臣から御答弁させていただきましたように、やはり自動車を安全に運転するためには、周囲の交通状況を認知し、あるいはその後の出来事を予測し、そして行動を判断して、そしてその判断結果に従つて操作を的確に行なうことが必要でございます。したがいまして、音の認知ということを的確に行なうためには、やはり聴力が一定の基準を満たしていることはこれは必要だと、このように考えていくところでございます。

しかしながら、先ほども大臣からも御答弁いた

しましたように、聴覚に障害がある場合であります。

しても、それを補完的確な認知を可能とする機器が開発される場合におきましては運転を認めることが可能ではないかと、このように考えております。

こういったことも踏まえまして、今後、科学技術の進歩あるいは社会環境の変化等に十分に注意しつつ、交通安全の確保と障害者の社会参加を図る観点から所要の検討を行う考えでございます。

○大沢辰美君 大臣、交通の安全は、すべての人

が負わなければいけないもう当然のことなんです。だから、私は、障害者の方のみにそのことを申し上げるのは表現が適切ではないと思います。

そのことを一つつけ加えさせていただきます。

ですから、この点についても、八五年に調査されました運転適性検査では、運動能力、素質についての聴覚障害者の平均像は一般的運転者と大きく異なるところは認められなかつたと、こういうふうに結果が出ているわけですよね。それからもう十六年たつて、耳が聞こえない方そして口がきけない方とするこの条項は削られ、十六年間削られなくてやつとできました。そして、補聴器も認められて三十年たちました。こんなことは私は本當に今後一刻も早く改善をしていただきたい。ですから、疾病列記のことも先ほど申し上げましたけれども、この見直しも、それから聴覚障害者のための施行規則の見直しも早急に検討していただきたいということを最後に要請しておきます。この点については強く要請をしておきます。

時間がちょっとなくなりましたが、あと運転代行業法、運転代行業について一点お伺いいたします。特に保険の問題です。

これは、安全運行、利用者の保護の確保が最も重要な、その点で運転代行業に保険加入が義務づけられました。これは当然のことだと思います。他方、同様の業務を行っている、本法の対象外ですけれども、タクシーの代行の問題が衆議院でも議論になりました。しかし、タクシー代行には保険加入の義務づけはしなくていいという明確な根

拠は明らかになつていません。

警察庁が代行業の危険性の指摘をしている中で、こういうことを言つていますね。やつぱり運転代行業の事故では顧客車による運送中の事故が多いと。それは、車両の構造が違うし運転操作も

それぞれ違う、だから事故発生の危険性が高いと伴している車両が前の車を見失わないようにな差点なんかを無理をして進入するという、そういう運行形態も危険な一つとして指摘されています。

これは、私、タクシー代行であろうとそれは同じことでも、これから深夜の運転であるということ危險性が高いということも指摘しています。随

い

データがないと思うんです。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

いわゆるタクシー代行につきましては、タクシーサー事業者が利用者をタクシー車両で運送する

いうことでありますし、さらに利用者の自動車のみを別途回送するという形になつております。

この利用者の自動車を別途回送する業務は、車を陸送するといういわゆる陸送業に該当するわけ

でございまして、陸送事業につきましては保険を義務づけておりませんので、これと同様にタク

シー代行の自動車の回送についても法律で保険を義務づけることはしていらないところであります。

なお、利用者の自動車の回送についても適切な補償がなされることが望ましいという観点もございますので、タクシー事業を監督していく中で必要な指導を行つてまいりたいというふうに思つております。

○大沢辰美君 私は、タクシー業者、そしてタクシー代行の事故実態と申しますか、賠償がどのよ

うに処理されているか、またその保険加入の状況、そういう実態などを調査して、つかんで、そして安全だという根拠を示していただけることが望ましいと思います。

その点についてはなかなか調査ができるいないこと、それから深夜の運転であるということ危险性が高いということをしたけれども、例えばこういうことあるんです。

タクシー代行じゃない通常のタクシー業務の中でもこの保険の問題では本当にいろいろと問題が発生しています。ある事故を起こした労働者が、その賠償に当たつて自賠責以上の、自賠責を超えた、それが金額が少ないんじやなくて四千万とか五千万、こういう金額を労働者に払いなさいよということを言われるタクシー会社があつて、その労働者の方は自殺に追い込まれたという事例を私はお聞きしたんです。

こういう実態がある中で、タクシー代行であつても代行業者であつても、顧客の安全を守り、また働いている人の補償に関しての状態を解決するためにも、私は、この法律ができるに当たつて、別の問題だといふんじゃなくて、タクシー代行に

ついても本当に早く保険の問題について検討、そして対策を講じていただきたいということをお願いしたいと思いますが、もう一言。

○政府参考人(高橋朋敬君) タクシー代行ということがありますけれども、タクシーによりますところのお客様の運送については当然保険がかかっていますので、その点については問

題がないと思います。

今、先生がおつしやつたような、具体的な個人に責任を負わされたというケースの御紹介がございましたけれども、具体的な事故の形態によつていろんなケースがあつたんだろうと思ひますけれども、そういう個々具体的なケースというものはござりますけれども、いずれにしても、利用者保護という観点から、私ども、タクシー事業を監督する中で必要な指導を行つてまいりたいというふうに思つております。

うに思つております。

○大沢辰美君 以上です。終わりります。

冒頭、大臣から、去る六月八日に大阪府池田市内の小学校で発生した殺人並びに殺人未遂事件についての御報告がありました。本当に痛ましい事件でございまして、亡くなられた児童の御冥福をお祈り申し上げるとともに、負傷した児童の一日も早い御回復を心から御祈念を申し上げる次第でございます。

さて、本来、私は学校というのは地域に開かれたものでなければいけないというふうに思うんであります。地域に閉ざされた学校というのはちょっと想像しにくいわけであります。その中にあって、一方でまた子供たちの安全をどう守るかということが今度の事件を通して浮かび上がつてきたのが今度の事件を通して浮かび上がつてきたのではないかなどというふうに思つておるわけです。

大臣もお触れになりましたけれども、今、警察として当面緊急な課題は、やつぱり被害に遭われた子供たちやその父兄の皆さんに対する警察の立場での被害者の支援ということが私は具体的に講じられなければならないだろうと思ひます。同時に、これは警察だけの仕事じゃなくて、教育委員会もこの精神的なケアというんでしようか、これがとても大事だと思うんですね。そこも、ぜひ教育委員会もしっかりとやらなくちゃいかぬというふうに私は思つておるわけです。

同時に、この事件を通して保安处分の問題との絡みでいろいろ議論が出ておるようございますが、私はそこら辺はまだ冷静な国民的な論議が必要だというふうに考えるものであります。

当面、大臣の御発言と関連して、警察としての被害者支援あるいは再発防止ということで、大臣からどのような指示をなされて、いかなる手立てが現段階で講じられておるのか、お聞かせいただき

○国務大臣(村井仁君) まず、本件でござります

けれども、大阪府警察におきまして、事件発生直後から警察本部の被害者対策官、これは警視でございますが、ほかが池田警察署に赴きまして、被害者対策官を班長としまして、女性職員三十八名を含む五十六名体制の特別被害者支援班というものを設置いたしまして、それで、支援要員を小学校、それから病院、被害児童の自宅等に派遣をいたしまして、被害者の要望に応じましていろいろ支援活動を行つておられます。

また、兵庫県警におきましても、これは御案内とのおり、兵庫県からも池田小学校に通つている児童がいるということでございまして、大阪府警と連携しまして、被害者対策担当官が県下の病院等におきまして被害者支援に当たつておられます。

それから、警察庁本庁からも犯罪被害者対策室長を初め幹部数名を現地に派遣いたしまして、被害者対策の指導に当たらせたところでございま

す。

今後とも、小学校内に設置されているメンタルサポートチーム等のものに参加する各機関、団体等とも連携をとりまして、とりわけ児童の精神的なダメージ、不安感の軽減、こういったことで活動を引き続き実施しますとともに、こういう事案が起こりましたばかりでございますから、もちろん学校が開かれたところでなければならぬというのは委員御指摘のとおりでございますけれども、小学校の出入り口、それから通学路、その周辺におきまして、警察官が地域における関係機関、団体の関係者等の協力を得ながら、児童に対する声かけをやりました。あるいはできる限りの支援をやるというような体制はとりあえずつとて

いるところでございます。

ただいま照屋委員御指摘のとおり、軽々に保安処分等々の議論をするというのは、私は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、事案の内容そのものもまだ明確になつてないわけでございますから、事案をまず明確にいたしました上で、さらに広く国民のさまざまの御意見もちょうだいし

ながらコンセンサスをつくつていくことが大切でございます。

ただ、いろいろな意味で日本をめぐる治安状況といふものが、いわゆる体感的治安レベルという

ような言葉を用いられる治安のベテランの方がいらっしゃいますが、その方々からしても、今日の日

本の治安状況というものが体感的に少し悪くなっているという実感があるという御指摘もございまして、そういうような御指摘もかたがた踏まえながら、この問題、真剣に取り組んでまいります。

なつておられるという御指摘もございまして、そういうふうなことをおつしやつております。

本の治安状況といふものが体感的に少し悪くなっているという実感があるという御指摘もございまして、そういうふうな御指摘もございまして、そういうふうなことをおつしやつております。

なつておられるという御指摘もございまして、そういうふうなことをおつしやつております。

かという問題提起でございました。

音を聞くのに、耳だけじやなくして振動で聞いて悪いのか、音を光に変えたり振動に変えたり、

こういう方法だつてあるんじやないか、諸外国で器だけに限定するという考え方は不十分だという

もやつておられるはずだと。だから、補完器具を補聴

器具だけに限定するという考え方には、私はいろいろあり

つか振動でござりますとか、それはいろいろあり

といふのが、いわゆる体感的治安レベルといふ

よろしいですが、その方々からしても、今日の日

もやつておられるはずだと。だから、補完器具を補聴

器具だけに限定するという考え方には、私はいろいろあり

つか振動でござりますとか、それはいろいろあり

といふのが、いわゆる体感的治安レベルといふ

よろしいですが、その方々からしても、今日の日

もやつておられるはずだと。だから、補完器具を補聴

器具だけに限定するという考え方には、私はいろいろあり

つか振動でござりますとか、それはいろいろあり

といふのが、いわゆる体感的治安レベルといふ

よろしいですが、その方々からしても、今日の日

もやつておられるはずだと。だから、補完器具を補聴

器具だけに限定するという考え方には、私はいろいろあり

しております。

今、照屋委員御指摘のような、他の手段で聽覚の足らざるところを補う、例えば光でございます

とか振動でござりますとか、それはいろいろあり得ると思うのでござりますが、そういう技術が開発されました場合には、私はこれは積極的に評価することを考えまいりたい。

いずれにいたしましても、私どもが現在志して

いますところは、いわゆる交通安全といつ一つの政策要請と、それからもう一つ、障害のある方もない人もみんな共生できる社会をどうやって築いて

いかに、そういう二つの理念をどのように調和させていくかという課題だらうと思うんです。そ

のために私どもも今後ともしっかりと努力をしてまいりたい、改めてその決意を申し上げる次第でござります。

○照屋寛徳君 私の友人で高等学校で先生をして

いる者が、風疹で聽覚障害になつた子供たちに野球を教えていたところです。そういうものを見ますと、

できばきとやつておられるんですけど、バレー・ボールにして

たつて。特に野球については、私はよく指導して

くれたな。子供たちの技術だつてすばらしいわ

けです。それから、私の知人のお嬢さんが、風疹

の影響で耳が不自由でしたけれども、大学まで進

学して銀行に就職して、銀行業務をときばきとこ

なすわけです。

そういう点では、今大臣がおつしやつたように、

障害を持つている者もそうでない者も共生していく

社会、障害といふのは何か欠格事由じゃなくし

て、私はむしろ個性と見てそれを大事にしていく

ということがこれから私たちにとって大事かなと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

それで、運転代行の問題について幾つかお聞き

をいたしましたけれども、今回運転代行業について

の三つの要件といふが定義が決まつたわけであり

ますが、現在行われている自動車運転代行のさまざまな営業形態といふことをどのように御認識しておられるのか、まずそれを先にお伺いしたいと

思います。

○政府参考人(坂東自朗君) この法案の自動車運

転代行業というのはいわゆる酒酔い代行でございまして、その定義は二条に書いておりますけれども、自動車の運転を代行する営業であつて、一つは主として夜間において醉客にかわって運転するものであること、二つは顧客を乗車させるものであること、三つは常態として営業の用に供する自動車が随伴するものであること、この三つのいずれにも該当するものというようにされております。

そのほか、この法案の対象ではございませんけれども、他人にかわって自動車を運転する役務を提供する業務といったしましては、例えば昼間の冠婚葬祭時の需要に応じて行われるものとか、あるいは負傷者等のかわりに病院の送迎をするものとか、あるいは旅行者のために空港と自宅との間の運転を行なうものなどが考えられるところでございますが、こういった営業を専門に行なうものというものはいわゆる酒酔い代行に認められるような問題点が認められないことから、現時点においてはこの法案の規制の必要はないものというように考えているところでございます。

○照屋寛徳君 いつも私、申し上げるんですが、私の住んでいた沖縄県は離島県、島嶼県で、しかも鉄軌道がないんです。車に頼らざるを得ない。その上、四、五百年続いた世界に誇る名酒泡盛があるのですから、一方で飲酒運転もどうやら多いという非難を受けています。私もさうしたところの皆さんからもけさ早く意見を聴取しました。そうしたら、驚きました、沖縄で見る運転代行業の実態と全国的な実態、随分違うなど。

例えれば、白タク行為のような流し行為というのは、ほとんど私の知る限りでは、ほかの人に聞いても沖縄では見受けられない。つじ待ち行為といふのも沖縄では見かけたことはございません。また、何か違法駐停車をして客待ちをする、場所を占拠するというふうなことも、私の知る限りでは

沖縄では見かけないなどというふうに思つたわけであります。

もとより、白タク行為なんというのは現行法でも取り締まるわけですね、これは。今度の立法事実というか立法の目的と関連して、今言われること、三つは常態として営業の用に供する自動車が随伴するものであること、この三つのいずれにも該当するものというようにされておりま

す。

○政府参考人(坂東自朗君) 委員御指摘のよう

に、私どもも沖縄県におきましても運転代行業者

というのがあるということは掌握しているところ

でございますけれども、やはり全国的に見まして、

今議員御指摘のような形で、つじ待ち行為が行な

われるとか、あるいは繁華街において駐車違反が行

われるとか、つじ待ち行為に伴つてそういう違

反が行われるとか、あるいは暴力団が関与してい

る実態があるとか、さらには白タク行為といふのが行なわれているとかいったような実態が、これは

全國的な代行業者をとつてみますとそういうふた

題点があるということござりますので、そ

うふうに思つています。

○照屋寛徳君 違法行為の取り締まり、これは同

時に交通の安全だと利用者の保護と絡んでくる

適正化を図りたいということで今回の立法に及ん

だものでございます。

○照屋寛徳君 違法行為の取り締まり、これは同

時に料金を定めて営業所において掲示をいたしま

して、実際に業務を行う際には、掲示した料金に

ついて利用者に説明した上で、その説明に基づい

て料金を收受しなきやいけないというふうな規定

を設けております。これらの規定によりまして利

用者保護を図つてしまいたいというふうに思つて

おるところでござります。

○照屋寛徳君 料金については、現在はこの法律

でありますから、しっかりと私はやるべきだと

おもふうに思つています。

一方では、運転代行業が果たしている、今回の

ことでありますから、しっかりと私はやるべきだと

おもふうに思つています。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

届け出制ではございませんで、料金の中身その

ものをいわゆる公共交通機関のように事前に届け

出るというような制度ではございません。定めた

ものについては営業所に掲示をすること、

あるいは利用する際に利用者に説明をするということを義務化しているものでございます。

それから、先ほど、料金関係のトラブルについてふうに考えていくわけであります。

そこで、料金の明確化と利用者への周知の問題

ですが、これは今度の適正化法案での規制で十分

だというふうなお考えでしようか。それから、こ

れまで料金をめぐつてどのようなトラブルの実態

があるのか、そこら辺もお聞かせいただければあ

りがたいと思います。

○政府参考人(高橋朋敬君) お答えいたします。

料金に関してでありますと、自動車運転代行業

というのは、主として夜間の繁華街という限られ

た時間、場所において行われるものでございます。

たので、いわゆる公共交通機関のような機関を念頭

に置いたような規制を考える必要はないんだろう

と、こう思つておりますが、そういう意味で、料

金について事前に届け出でいたといたたよ

うなことはとつていいところであります。

しかしながら、料金を明示していないことによ

るトラブルの発生、これが考えられるわけであり

ますが、これを防止しなければいけない、こうい

う視点から料金の透明性を確保する必要があると

いうふうに考えております。

このために、自動車運転代行業は、営業の開始

前に料金を定めて営業所において掲示をいたしま

して、実際に業務を行う際には、掲示した料金に

ついて利用者に説明した上で、その説明に基づい

て料金を收受しなきやいけないというふうな規定

を設けております。これらの規定によりまして利

用者保護を図つてしまいたいというふうに思つて

おるところでござります。

○照屋寛徳君 料金については、現在はこの法律

でありますから、しっかりと私はやるべきだと

おもふうに思つています。

○委員長(江本孟紀君) 他に御発言もないよう

ですから、両案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

これより両案について討論に入ります。——別

に御意見もないようですから、これより直ちに採

決に入ります。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案につ

いて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

篠瀬進君から発言を求められておりますので、これを許します。篠瀬進君。

○篠瀬進君 私は、ただいま可決されました道路交通法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、障害者等に対する免許の拒否等の基準を定めるに当たっては、交通の安全と障害者等の社会参加が両立するよう、障害者団体を含め、広く各界の意見を十分聴取すること。

二、障害者に係る免許の欠格事由の廃止の趣旨にかんがみ、その実効性が確保されるよう、自動車の運転に当たり障害による機能の喪失を補完する補助手段の開発を急ぐとともに、補助手段を用いた障害者の運転免許制度について見直しを行うこと。

三、運転免許の適性試験・検査については、これが障害者にとって欠格事由に代わる実事上の免許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを行うこと。

四、酒酔い運転等悪質な違反行為に対する点数や免許の取消しの場合の欠格期間の在り方等について更に検討を行うとともに、当該行為により人を死傷させた場合の厳罰化について、関係行政機関の間ににおいて速やかに検討を行い、その法制化に向けて、所要の措置を講じること。

五、近年一層凶悪化が進む暴走族に対しては、その根絶に向け、警察による取締りを一段といたします。篠瀬進君から発言を求められておりますので、それを許します。篠瀬進君。

強化するとともに、関係行政機関にあつては、学校や地域社会等との連携を図りつつ、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱指導、車両の違法改造の防止等その対策強化に積極的に取り組むこと。

六、本法律は、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に図ること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（江本孟紀君） ただいま篠瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（江本孟紀君） 全会一致と認めます。

よつて、篠瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（江本孟紀君） 全会一致と認めます。

よつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（江本孟紀君） 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○篠瀬進君 私は、ただいま可決されました自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、自動車運転代行業の業務の適正化のための啓発活動、適切な苦情処理等が行えるよう、代行業界の健全な育成を図ること。

二、自動車運転代行業に係る料金の一層の透明化を図るため、代行運転役務の提供条件の説明に当たつて書面を提示させる等、利用者への周知を徹底するための措置を講ずること。

三、未認定事業者による自動車運転代行類似行為、自動車運転代行業者によるタクシー類似行為等の違法行為の排除を強化すること。

四、運転代行業従事者に対する安全教育の充実を図るとともに、関係行政機関等が連携して、自動車運転代行業者に對し、適正な運行管理と労働条件の実現のために必要な指導を行うこと。

五、自動車運転代行業に係る第二種免許取得に要する負担を軽減するため、経済的助成等の支援措置を検討すること。

六、利用者保護の観点から、事故損害賠償保険引受け機関である共済の適正な運営を図るために措置を講ずること。

七、本法律の見直しに当たっては、社会経済状況や自動車運転代行業の業務の状況を的確に把握し、自動車運転代行業の定義を含め、検討を加えること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○篠瀬進君 私は、ただいま可決されました自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、國民の祝日に關する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆）

国民の祝日に關する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

（國民の祝日に關する法律の一部改正）

第一條 国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のよう改訂する。

第二条 海の日の項中「七月二十日」を「七月第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九

よつて、篠瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、村井国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この審議過程における御意見並びに両法案に対する附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、交通安全対策の推進に万全の措置を講じてまいる所存でございます。

今後とも各委員の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（江本孟紀君） なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江本孟紀君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(老人の日及び老人週間)

国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

附 則

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

備査のための付託は同日)

一、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(衆)

六月八日本委員会に左の案件が付託された。(予

第一五九八号 平成十三年五月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市筑紫一一七ノ一

紹介議員 山下 芳生君

田中正外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一五九九号 平成十三年五月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷六ノ八ノ

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六〇〇号 平成十三年五月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 岩田きたえ外百三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六〇一号 平成十三年五月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六〇二号 平成十三年五月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 広島市安芸区瀬野一ノ一三ノ一五

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六四六号 平成十三年五月二十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 伊藤和哉外二百十五名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六四七号 平成十三年五月二十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 小泉 親司君

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六四八号 平成十三年五月二十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 大分県日田市石松町二、六九七ノ

紹介議員 伊藤敦士外百二名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六四九号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 一 伊藤敦士外百二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五〇号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 六 戸口千津外百四名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五一号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 伊藤敦士外百二名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五二号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県相模原市西橋本二ノ三ノ

紹介議員 関口金男外二百十九

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五三号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 シズイ外二百四十九名

紹介議員 計画の策定に関する請願

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五四号 平成十三年五月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 広島市安芸区瀬野一ノ一三ノ一五

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

紹介議員 林 紀子君
大谷虎一

この請願の趣旨は、第八七四号と同じである。

第一六五五号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 千葉県成田市美郷台三ノ一五ノ二

五 佐藤麗子外百三名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五六号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 伊藤和哉外二百十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五七号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 大阪府阪南市箱作二、八七五ノ六

紹介議員 戸口 博師君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五八号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 六 戸口千津外百四名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六五九号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 伊藤敦士外百二名

紹介議員 齋藤 効君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六〇号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 神奈川県相模原市西橋本二ノ三ノ

紹介議員 関口金男外二百十九

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六一号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 シズイ外二百四十九名

紹介議員 計画の策定に関する請願

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六二号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 広島市安芸区瀬野一ノ一三ノ一五

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六三号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六四号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六五号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六六号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六七号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六八号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六六九号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七〇号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七一号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七二号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七三号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七四号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七五号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七六号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七七号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七八号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七九号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七〇号 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七一號 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七二號 平成十三年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 新潟市近江二ノ一〇ノ一二 高見

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第一六七三號 平成十三年五月三十日受理

平成十三年六月十九日印刷

平成十三年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F